

規 約

第1条（名称）

本協会は、京都精神保健福祉士協会と称する。

第2条（理念と目的）

本協会は人間の尊厳および権利擁護、社会的正義と自由を重んじ、専門的価値・知識・技術を有し、専門的倫理に基づき行動する専門職の組織である。

本協会は、精神保健福祉に関する専門職能団体としてのアイデンティティの確立と資質の向上を図り、精神障害者、家族、関連職種、市民等と協力し、精神保健福祉の発展に努め、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることを目的とする。

第3条（事業）

本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。事業は原則として公開とするが一部の事業については参加を会員に限定する。

- 1 精神保健福祉を推進するための諸活動及び調査、研究の推進
- 2 研修会、研究会の開催
- 3 内外の関連専門団体との連絡及び協力
- 4 会報等の発行
- 5 その他目的達成上必要な事項

第4条（入会）

入会を希望するものは、役員会に申し込む。

申し込み以降に開かれる役員会の承認を得て入会を認める。

第5条（入会資格）

次の何れかに該当するものとする

- 1 精神保健福祉士であること
- 2 精神保健福祉に関する分野でソーシャルワーカーとして勤務しているもの
- 3 大学等の機関で精神保健福祉に関する研究・教育の職にあるもの

第6条（異動）

勤務部署の異動、勤務先の変更、退職等の異動は、会員各自が文書で役員会に連絡する。

第7条（退会）

退会については、次の各項に該当したものは役員会の決定を得て退会とする

- 1 自ら役員会に退会を申し出たもので、倫理委員会で審議中でないもの
- 2 1年以上連絡がとれないもの
- 3 2年以上年会費を滞納したもの

第8条（懲戒処分）

会員は、次の各項に該当する行為があった場合には、別に定める手続きにより総会において協議し、出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の決議に基づき、懲戒処分となる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 社団法人日本精神保健福祉士協会の倫理綱領に反した行為があった場合
- 2 本協会の名誉を毀損した場合
- 3 本協会の理念と目的に反する行為があった場合

第9条（役員及び職務）

本協会に役員を置く。

- 2 役員のうち1名を会長、1名以上を副会長、1名を事務局長とする。
- 3 役員は互選により、会長、副会長、事務局長を選任する。
- 4 会長は、本協会の代表者であり会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときには代行する。
- 6 事務局長は事務局を統括する。
- 7 役員は、役員会を構成し、規約および総会議決に基づき本協会を運営する。
- 8 役員数は、会長が決定する。

第10条（役員選出及び任期）

役員は会員の投票により選出し、任期は2年後の総会で解約されるまでとする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員は任期途中であって、その役職を全うできない事態が生じたとき、役員会の承認を得、辞任することができる。
- 3 役員改選を実施した年度内に役員に欠員が生じた場合は、翌年の総会において選出し承認を得る。
- 4 役員選出にかかる事項は別に定める規則によるものとする。

第11条（総会）

総会は、定期総会及び臨時総会とする。総会は会長が招集する。

- 2 会長は、定期総会を、毎年1回新会計年度開始後3か月以内に招集しなければならない。
- 3 会長は、必要と認めるときには、役員会の決議を経て、臨時総会を招集することができる。
- 4 会員の3分の2以上の要請があったときは、会長は4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 5 議決権を有する会員は、総会開催日が属する月の前月に開催された役員会において、入会が承認された会員までの範囲とする。
- 6 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 7 総会に出席できない会員は、議長又は他の会員に委任することができる。
- 8 前7項の場合における6項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 9 総会の議長は、出席した会員（委任状を除く）の中から互選する。
- 10 総会の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
- 11 総会を招集するときは、会議を開く日の2週間前までに会員に対し会議の目的、内容、日時及び場所を示して通知を発ししなければならない。
- 12 総会の運営は、別に定める規程によるものとする。

第12条（総会に付すべき事項）

次に掲げる事項は、総会において議決又は承認を得なければならない。

- 1 会則の承認及び変更
- 2 事業の計画及び予算
- 3 事業の報告及び決算
- 4 補充役員の選出及び承認
- 5 その他会長が必要と認める事項

第13条（役員会）

役員会は、役員をもって構成する。

役員会は会長が招集し、役員会の議長は、会長が任命する。

第14条（役員会の会議及び議事）

役員会は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の過半数で決する。

第15条（役員会の決議事項）

役員会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 1 規約の変更及び規則・規程の制定または変更に関する案
- 2 事業の計画案及び予算案
- 3 その他総会提出議案
- 4 総会から付託された事項
- 5 選挙管理委員会の設置

第16条（倫理委員会）

会員の倫理及び資質の向上に資するために倫理委員会を設置し、それは別に定める規則により機能するものとする。

第17条（社団法人日本精神保健福祉士協会京都府支部との関係）

本協会は社団法人日本精神保健福祉士協会京都府支部と協力する。

第18条（名簿）

会員名簿を作成する。当名簿は本協会の目的以外に使用することを禁止する。

第19条（会費）

会員は、年会費4,000円を毎年年度初めに納入しなければならない。

非会員が本協会の開催する事業に参加する場合には、参加費を徴収することができる。

第20条（会計）

本協会の会計は、会費、その他の収入とする。

第21条（会計年度）

会計年度は、4月1日から翌年3月末日までを一年度とする。

第22条（会計監査）

本協会に会計監査を2名おき、会計を監査する。

第23条（規約変更）

本協会の規約は、総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛同を得て変更することができる。

第24条（雑則）

この規約による会務の執行について必要な事項は役員会で別に定める。

附則

1. この規約は2001年4月7日より施行する
2. この規約は2005年6月4日より施行する
3. この規約は2006年5月20日より施行する
4. この規約は2006年9月30日より施行する
5. この規約は2008年5月25日より施行する
6. この規約は2009年6月7日より施行する
7. この規約は2010年6月20日より施行する
8. この規約は2012年5月27日より施行する